

～「今までどおり」じゃ、ごみは減らない。～

## 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針

平成 29 年 5 月

霧 島 市

# 目 次

<b>1. 基本方針の趣旨</b>	
(1) 基本方針の目的	1
(2) 4つの基本方針	2
<b>2. 霧島市の現状と課題</b>	
(1) ごみの排出から処分までの流れ	6
(2) ごみを処理するための施設	7
(3) ごみの排出量の推移	8
(現状)	11
(課題1：ごみの発生回避、発生抑制、再使用について)	11
(課題2：ごみの分別と資源化(再生利用)について)	12
(課題3：ごみ処理施設の老朽化への対応について)	13
<b>3. ごみの減量化・資源化目標</b>	14
<b>4. 目標を達成するための取組</b>	
・ 市民の取組	15
・ 事業者の取組	18
・ 市の取組	20
<b>5. 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の活用方法</b>	22

## 1 基本方針の趣旨

### (1) 基本方針の目的

わが国では高度経済成長によって生活が物質的に豊かになり、大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルが確立された一方で、環境に必要な以上の負荷を与えた結果、地球温暖化や森林の減少、天然資源の枯渇など地球規模での環境問題に直面しています。これらの環境問題を解決するため、従来のライフスタイルを見直し、環境負荷ができる限り低減される循環型社会を実現する必要があることから、廃棄物処理・リサイクルを取り巻く状況は大きく変化してきています。

現在ではこれらの状況を受け、国は数次にわたる「廃棄物処理及び清掃に関する法律」の改正や、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第2次循環型社会形成推進基本計画」の策定などにより、循環型社会形成に向けての基本的な枠組みを示すとともに、容器包装リサイクル法を始めとする各種リサイクル法が制定されるなど、「循環型社会の構築」が進められているところです。

また、「循環型社会形成推進基本法」では、原材料、製品等が廃棄物となることの抑制を図り、廃棄物のうち有用なものは「循環資源」としてとらえ、できる限り適正に循環的な利用（再使用、再生利用及び熱回収）を行い、それが行われないものは適正な処分をすることを定め、これらに関する行動が自主的かつ積極的に行われることによって「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減できる社会」である「循環型社会」を実現することとしています。

このような背景を踏まえ、本市においてもごみ処理の基本4原則であるごみ処理の減量化、安定化、安全化、資源化に関する適正な処理を確保するための必要な措置を実施するほか、市民、事業者、行政が協働し、リフューズ（発生回避）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の4R\*を推進し、環境への負荷の少ない健全な市民生活の発展を図り、持続的に発展することができる社会の実現を目指します。しかしながら、本市におけるごみ処理の現状として、焼却処分されているごみの中に資源化が可能なものが数多く含まれていることや、市民1人1日当たりのごみの排出量が平成27年度において、967gと計画目標値の900gに及ばない状況であること、さらにごみ処理施設の老朽化に伴い、維持補修に係る経費の増大が懸念されることから、本基本方針を「霧島市環境基本計画」及び「霧島市一般廃棄物処理計画」との整合性を図りながら、ごみ処理にかかる基本的な取組の方針として策定するものです。

## (2) 4つの基本方針

私たちは、高度経済成長による経済活動の活発化に伴った大量生産・大量消費・大量廃棄型社会の中で、貴重な天然資源を消費し、多くのごみを廃棄物として排出しており、環境へ負荷を与え続けています。

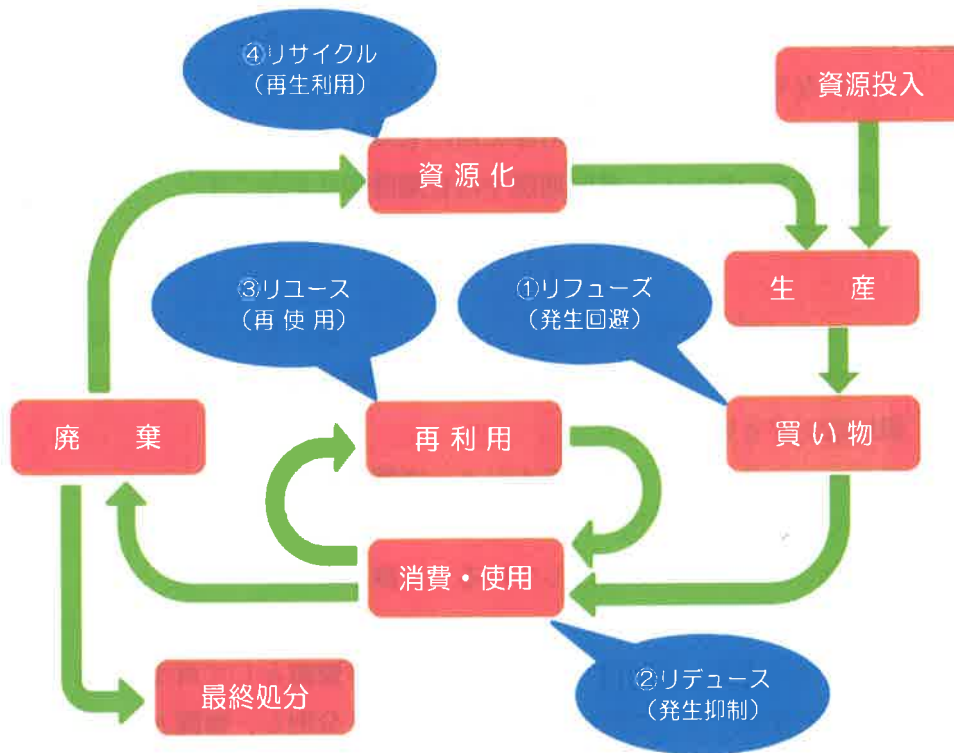
この状況に対応するため国は、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（平成13年5月環境省告示第34号）で廃棄物の減量化の目標量の設定、適正な循環的利用や適正処分を進める上での他の市町村との連携等による広域的な取組の実施、一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供の実施、一般廃棄物の有料化の推進など基本的な方針を示しています。

本市においても、ごみを分別回収し、できるだけ資源として再使用、再生利用する取組を行っていますが、こうした国の基本方針や社会情勢を踏まえ、ごみの発生抑制や循環資源として有用なものはできる限り再使用、再生利用するほか熱回収も加えた取組を推進し、ごみとして処分（焼却、埋立）する量をさらに減らすことでごみ処理施設等への負荷の低減を図るなど、天然資源の消費抑制と環境への負荷をできる限り低減していく必要があります。このことから4つの基本方針を定め、循環型社会の形成を推進します。

◇基本方針 1 市民、事業者、行政が協働する4R運動を推進

ごみ排出による環境への負荷を低減するため、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会のライフスタイルを見直し、リフューズ(発生回避)、リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の4R※を市民、事業者、行政が協働で実施し、さらに一歩進んだ循環型社会の形成を推進します。

循環型社会のイメージ



※4Rとは

ごみを減量するための考え方であり優先順位の高い方から、①リフューズ、②リデュース、③リユース、④リサイクルとなっています。

①リフューズ（発生を回避する） 「ごみを発生させない」

ごみになるものを家庭等に持ち込まないという考え方

- ・マイバッグを持参して、レジ袋を断る。
- ・過剰包装を断る。
- ・ごみとなるものを買わない、もらわない。

②リデュース（発生を抑制する） 「ごみを少なくする」

ごみになりそうなものを減らしていくという考え方

- ・使い捨て容器入りよりも詰め替え用のものを選ぶ。
- ・計画的に買い物をし、賞味期限や消費期限切れをなくす。
- ・生ごみの水を切る。

③リユース（再使用する） 「捨てないで、繰り返し使う」

不要なものが出てそのまま使えるものは繰り返し使用し、ものの寿命を最大限に活かすという考え方

- ・フリーマーケット、リサイクルショップ等を活用する。
- ・壊れても修理して使う。（リペア）
- ・使わなくなったら、必要としている人に譲る。

④リサイクル（再生して利用する） 「資源として再生する」

再使用できなくて、ごみになる場合は正しく分別し、資源として再生するという考え方

- ・正しく分別して、資源としてリサイクルする。
- ・再生品を使った環境にやさしい製品を選ぶ。

## ◆基本方針 2 資源化の推進とごみの減量化を推進

従来からの分別収集については、対象品目やその排出方法等について周知を徹底することで、より一層ごみの資源化を推進していくこととし、さらにこれまで焼却処理していた可燃ごみのうち循環資源として有用なものは堆肥、固形燃料（RPF）等として再資源化するなど、技術的及び経済的に可能な範囲で、資源として有効利用できないか検討を行っていきます。これらの取組により資源化量を増やしていくことで、ごみ処理施設（焼却、埋立）への負荷を低減することができ、加えて地球温暖化の要因である温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）の排出を抑制することになり、環境への負荷低減につながるため、より一層の資源化の推進とごみの減量化を推進します。

## ◆基本方針 3 ごみの適正処理と効率化の推進

廃棄物処理法等各種関係法令に基づき、ごみを安全かつ適正に処理することはもとより、現在のごみの排出方法、収集運搬体制、中間処理（選別、破碎、焼却等）及び処分に至るまでのごみ処理全体を見通した効率化を図ることで、ごみ処理コスト等のより一層の低減に努めるとともに、処理施設の整備等については計画的に実施することで、引き続き安全で安定的なごみ処理を実施していきます。

## ◆基本方針 4 地球温暖化防止の対応

温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）の大気中の濃度が増加することによる気候変動、自然や生態系への悪影響を及ぼす地球温暖化問題は、世界的に大きな環境問題となっていることから、一般廃棄物処理行政における温暖化防止対策として、ごみ処理施設等の設備更新の時期に合わせた適切な設備の選択、使用方法の改善などを行い、計画的な検討及び取組を積極的に続けていきます。

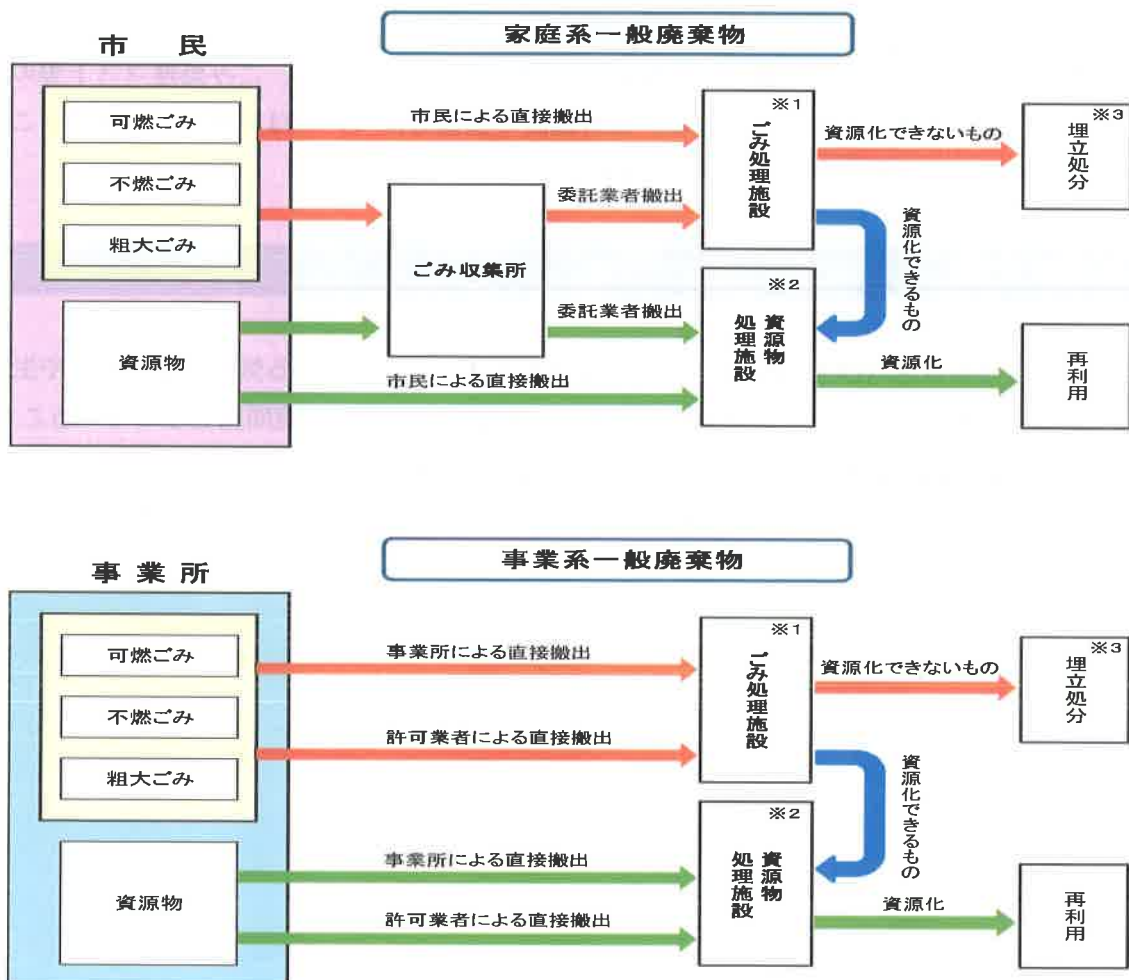
## 2 霧島市の現状と課題

### <1>ごみの排出から処分までの流れ

現在の霧島市のごみの区分は、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物に大別されており、家庭系のごみは自治会又はアパート等のごみ収集所に出された後、市から委託された業者が回収し、ごみ処理施設や資源物処理施設へ搬出してしています。その他に、市民自ら各処理施設へ直接搬出したり、市の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託して搬出したりしています。

事業系のごみは、事業者自ら、又は、市の一般廃棄物収集運搬許可業者に収集運搬を委託し、各処理施設へ直接搬出しています。

市民及び事業所のごみの排出から処分までのフロー図



- ※1 7ページのごみ処理施設を参照。
- ※2 7ページの資源物中間処理施設を参照。
- ※3 8ページの埋立処分する施設(最終処分場)を参照。



## <2> ごみを処理するための施設

霧島市には家庭から出されたごみを処理する施設として「敷根清掃センター」と「未来館」があり、「敷根清掃センター」では国分・溝辺・霧島・隼人・福山地区のごみを、「未来館」では横川・牧園地区のごみの処理を行っています。

また、缶類・ペットボトル・紙類等の資源物を資源化するための処理施設が市内に3箇所あります。その他に、資源化できないものを最終的に埋立処分する施設として最終処分場があります。

### ① ごみ処理施設

#### ■ 敷根清掃センター（処理対象地区：国分・溝辺・霧島・隼人・福山地区）

	焼却施設	リサイクル施設
所在地	霧島市国分敷根2256番地1	霧島市国分敷根2256番地1
型式	熱分解ガス化熔融炉(キルン式)	受入ホッパ直投方式、衝撃せん断回転破碎方式
公称能力	162t/24h(81t/24h×2炉)	23t/5h
処理対象	可燃ごみ、粗大ごみ(可燃)、汚泥等	不燃ごみ、粗大ごみ(不燃)
竣工	平成15年4月	平成15年4月

#### ■ 未来館（処理対象地区：横川・牧園地区）

	焼却施設	リサイクル施設
所在地	伊佐市菱刈南浦880番地56	伊佐市菱刈南浦880番地56
型式	全連続式ストーカ炉	受入ホッパ直投方式、回転破碎機
公称能力	80t/24h(40t/24h×2炉)	19t/5h
処理対象	可燃ごみ、粗大ごみ(可燃)、汚泥等	可燃ごみ、粗大ごみ(不燃)、資源物(ペットボトル、缶類、びん類、紙類、その他プラスチック類等)
竣工	平成15年4月	平成15年4月

### ② 資源物処理施設

名称	所在地	取扱品目
天降川リサイクルセンター(民間)	隼人町住吉522-46	缶類、ペットボトル、びん類、その他プラスチック製容器包装等
(株)山崎紙源センター(民間)	隼人町住吉202-3	紙類、古着等
土佐屋リサイクルセンター(民間)	溝辺町三縄578-4	紙類

### ③ 埋立処分する施設（最終処分場）

名称	所在地	設置年月	埋立面積	埋立容量	備考
国分芦谷不燃物処分場	国分川原878-5	昭和50年4月	17,101 m <sup>2</sup>	105,000 m <sup>3</sup>	安定型
溝辺瀬間利最終処分場	溝辺町有川2260-13	昭和58年8月	20,394 m <sup>2</sup>	63,354 m <sup>3</sup>	安定型
横川城山不燃物処分場	横川町中ノ447	昭和55年11月	900 m <sup>2</sup>	4,600 m <sup>3</sup>	安定型
牧園城山不燃物処分場	牧園町宿窪田1700-3	昭和59年4月	750 m <sup>2</sup>	36,840 m <sup>3</sup>	安定型
霧島永水不燃物処理場	霧島永水3564-1	昭和50年4月	3,140 m <sup>2</sup>	62,800 m <sup>3</sup>	安定型、H17.4より休止
隼人系走不燃物処分場	隼人町西光寺2920-3	昭和57年4月	15,491 m <sup>2</sup>	58,000 m <sup>3</sup>	安定型
福山宝瀬不燃物処分場	福山町福山6769-1	昭和53年4月	17,278 m <sup>2</sup>	39,000 m <sup>3</sup>	安定型
敷根管理型最終処分場	国分敷根2269他	昭和53年4月	22,386 m <sup>2</sup>	90,000 m <sup>3</sup>	安定型、廃止手続中
一般廃棄物管理型最終処分場	福山町福山6364番地	平成26年7月	3,000 m <sup>2</sup>	13,700 m <sup>3</sup>	飛灰固化物のみ
栗野一般廃棄物最終処分場 (湧水町)	始良郡湧水町 恒次1476-4	平成7年	3,604 m <sup>2</sup>	9,498 m <sup>3</sup>	管理型

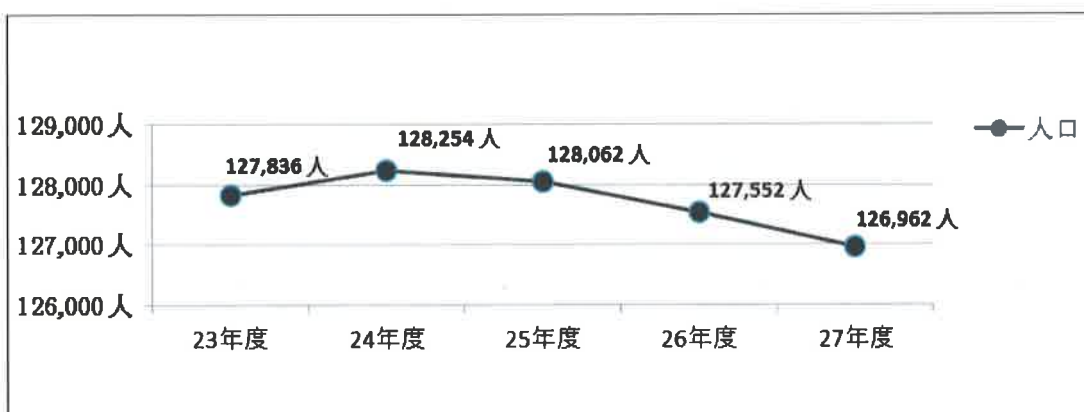
### <3> ごみの排出量の推移（家庭系のごみ+事業系のごみ）

区分	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
人口	127,836 人	128,254 人	128,062 人	127,552 人	126,962 人	
ごみ分別	可燃ごみ	37,268 t	38,077 t	39,255 t	38,838 t	38,538 t
	不燃ごみ	1,521 t	1,592 t	1,580 t	1,545 t	1,716 t
	粗大ごみ	1,057 t	1,123 t	1,163 t	1,091 t	1,251 t
	資源物	3,212 t	3,050 t	2,974 t	2,806 t	3,439 t (2,761t)
	計 (ごみの総排出量)	43,058 t	43,842 t	44,972 t	44,280 t	44,944 t
1人1日当たりのごみ排出量	920 g/人日	937 g/人日	962 g/人日	951 g/人日	967 g/人日	
資源物を除いた 1人1日当たりのごみ排出量	852 g/人日	871 g/人日	898 g/人日	891 g/人日	893 g/人日	
資源化されたごみ量	6,696 t	6,787 t	6,910 t	7,549 t	8,201 t	
リサイクル率	15.6%	15.5%	15.4%	17.0%	18.2%	

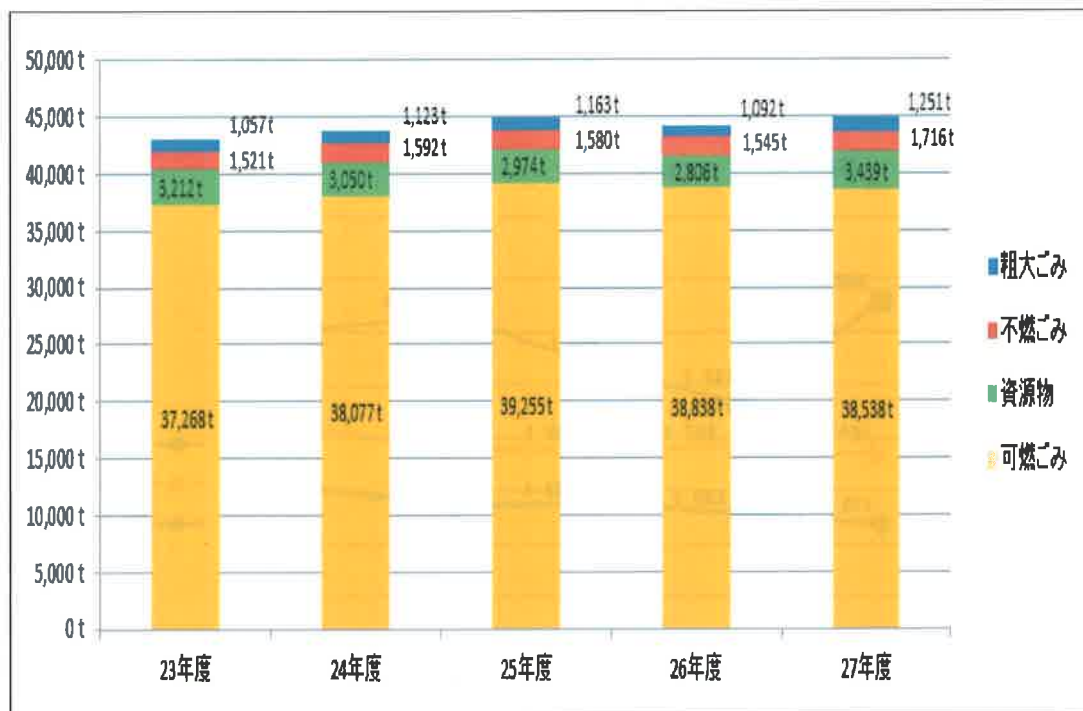
霧島市一般廃棄物処理計画（平成25年3月中間見直し）の成果指標及び目標値

成果指標名	平成29年度 （目標値）
1人1日当たりのごみ排出量	900 g/人日
リサイクル率	21.0%

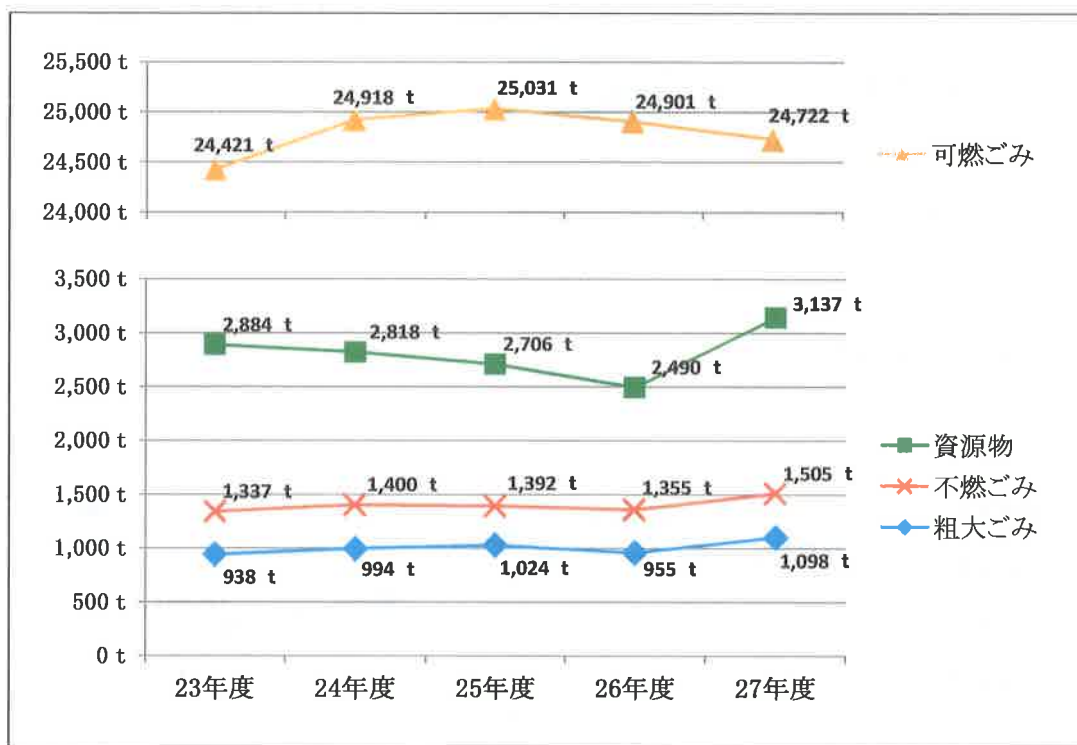
（本市の人口の推移）



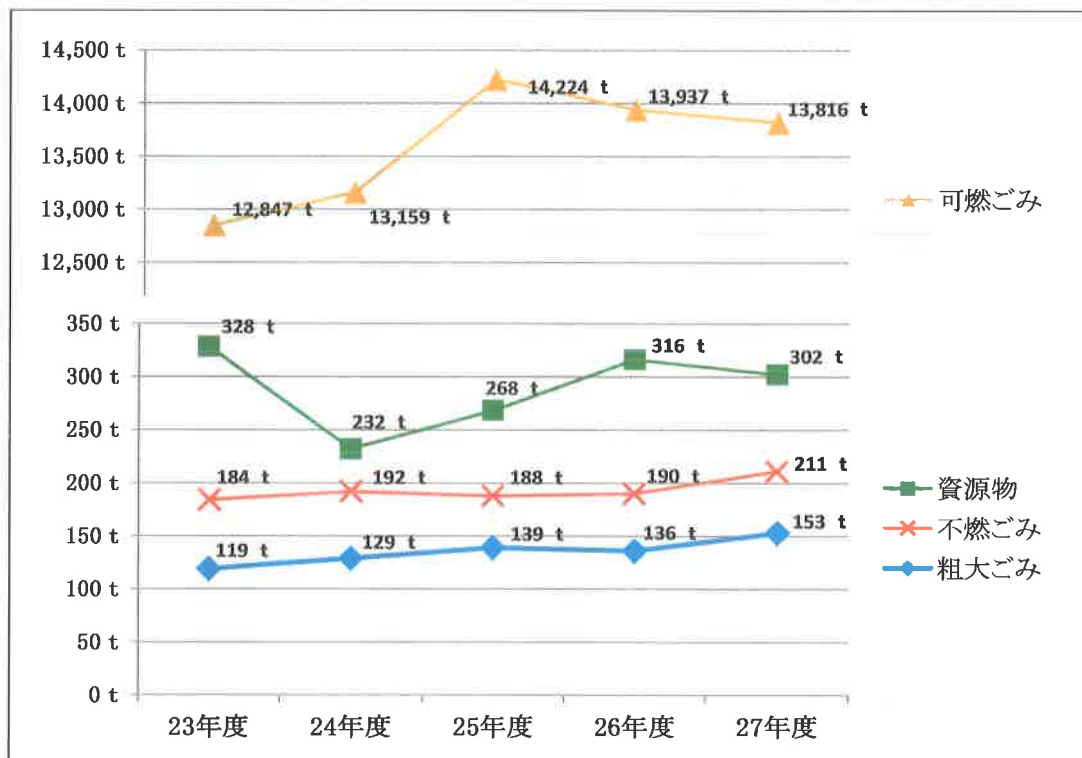
（本市のごみ搬入量の推移）



(家庭系のごみ分類毎の推移)



(事業系のごみ分類毎の推移)



## 《現 状》

8 ページ下段の表、「ごみの排出量の推移」において、本市の平成 27 年度の数値と平成 23 年度の数値を比較すると、総人口は約 0.7%減少（874 人減）しているのに対し、ごみの総排出量は約 4.4%増加（1,886t 増）し、市民 1 人 1 日当たりのごみの総排出量は、約 5.1%増加（47g/人日増）しています。結果、人口に対してごみの排出量が増加している現状が見えます。また、リサイクル率については、平成 23 年度からわずかずつつではありますが、年々増加しています。

※表中、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて資源物の量が 633 t 増加しているのは、ごみ処理施設に持ち込まれた家庭からの資源物の量を把握することが可能となったことによるもの。これら資源物の量を加算しなかった場合の平成 27 年度の資源物の搬入量は 2,761 t となります。

なお、9 ページ下段のグラフは本市のごみ搬入量の推移を表しており、10 ページでは各年度の家庭系と事業系それぞれのごみの排出量の推移を、ごみの分類毎に表しております。

## 《 課題 1 : ごみの発生回避、発生抑制、再使用について 》

ごみ排出量の増加は、自然環境への負荷増大とごみ処理施設の設備への負担増による維持修繕費、運転経費の増大となり、最終的には市民生活に悪影響を及ぼすことに繋がることから、ごみの排出量を減らすことが必須となっています。

平成 27 年度の市民意識調査結果によると、「日頃よりごみを減らすようにしているか」との問いに「いつも行っている」29.4%、「大抵行っている」49.1%、合計で 78.5%の多くの市民がごみを減らす意識を持って取り組まれています。

しかし、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量は年々増加していることから、ごみを減らすようにしている市民の割合に比べ、ごみとして出される量が上回っている現状があります。よって、さらにごみを減らす取組に対する意識向上を図り、その実践を強化し持続して行うため、広報等による情報周知の徹底を図る必要があります。

### (1) ごみの発生を回避する「リフューズ」の課題

ショッピングセンター等でマイバッグを持参し、レジ袋をもらわない。買い物をするときに本当に必要なものだけを買うなど、ごみの発生を回避するという意識を持って、その取組を続けることでごみ減量化を図る必要があります。

## (2) ごみの発生を抑制する「リデュース」の課題

買い物をするときに、使い捨てるものは買わないで詰め替えできるものを選ぶ。食料品の買いすぎや料理の作りすぎをしないで、食べ残しを少なくするなど、できるだけごみの発生を抑制する（少なくする）という意識を持って、その取組を続けることでごみ減量化を図る必要があります。

## (3) ものを捨てないで再使用する「リユース」の課題

まだ着られる古着や使える家具等をごみとして捨てるのではなく、欲しい方へ提供できる方法や修理をして長く使う方法についての情報や機会を提供することで、市民がものを大切にし、循環させやすい環境の構築を図る必要があります。

## (4) 生ごみの水切りについての課題

生ごみの約80%は水分であり、可燃ごみのうち生ごみの割合は約20%を占めています。生ごみの水切りを行うことが大きなごみの減量化とごみ処理施設の経費節減に繋がり重要であることを周知し、その取組の推進を図る必要があります。

## 《 課題2：ごみの分別と資源化（再生利用）について 》

可燃ごみが増加しているのに対し、資源物が減少しているのは、資源物の対象となるものまで可燃ごみとして排出され、分別されている量が少ないと考えられることから、今後分別を徹底し、資源化を推進しなければなりません。

### (1) ごみを適切に分別し、出しやすくするための課題

- ① 平成27年度の市民意識調査結果によると、「資源物の分別や資源物回収に協力しているか」との問いに「いつも行っている」65.0%、「大抵行っている」27.6%、合計で92.6%の多くの市民が資源物の分別や資源物回収に協力的であり、意識を持って取り組まれています。しかし、人口は減少しているのに対し、ごみの総排出量は増え、資源物の量が減少している現状があります。(11ページ上段の※参照)

よって、さらにごみの分別に対する意識向上を図り、その実践を強化し持続して行うため、広報等による情報周知の徹底を図る必要があります。

- ② 現在の各資源物の収集日が月1回となっているため、各家庭でそれぞれの資源物を溜め置きする期間が長期になり、スペースの確保も負担となることから、収集回数が多い可燃ごみと一緒に排出されているのではないかと推測されます。

よって、ごみを適切に分別し、排出しやすい環境を整えるため、収集方法等についても検討する必要があります。

- ③ 排出するごみが「どの分別品目に該当するのか分かり難い」、または、「分別するのが面倒くさい」との理由で安易に可燃ごみとして出されていることが見受けられます。地域での説明会やごみ収集所等での指導等により適切に分別することの必要性や出し方の理解を深める必要があります。

## **(2) 資源化「再生利用＝リサイクル」を進めるための課題**

- ① ごみ処理施設で処理しなければならないごみの量を減らすためには、ごみの資源化をさらに進めなければなりません。そのためには、現在の実施している分別品目以外で新たに分別品目を追加し、資源化量を増やす必要があります。
- ② 生ごみを分別し堆肥化することは、ごみの減量化・資源化とごみ処理施設の負担軽減に大きく作用し、有効な手段であることから、生ごみを分別し、ごみ収集所等に出す方法、収集運搬する方法、堆肥化工場の確保や処理経費など様々な条件を調査研究し、最善の方法を模索し、実施を図る必要があります。
- ③ 分別品目を追加することは、市民に分別に関する負担を増やすこととなり、また、収集計画等を見直す必要があることから、様々な条件を調査研究し、最善の方法を模索し、実施を図る必要があります。

### **《 課題3：ごみ処理施設の老朽化への対応について 》**

ごみ処理施設の老朽化等への対応が必要となることから、今後、施設の延命化を図るための計画等について検討する必要があります。

### 3. ごみの減量化・資源化目標

次期「霧島市一般廃棄物処理計画」を勘案のうえ、「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」の目標値を設定し、ごみの減量化・資源化の施策を実施します。

#### 【霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の新たな目標値】

	㊤平成39年度将来予測値		㊦平成39年度目標値		比較 (㊦-㊤)	
	人口 128,268人		人口 128,268人			
	ごみ量	市民1人1日当	ごみ量	市民1人1日当	ごみ量	市民1人1日当
総ごみ排出量	45,397 t	967 g/人日	41,782 t	890 g/人日	-3,615 t	-77 g/人日
うち資源化物 <sup>※</sup> を除く排出量	40,749 t	868 g/人日	32,815 t	699 g/人日	-7,934 t	-169 g/人日
リサイクル率	18.2%		30.0%		+11.8%	

※ 資源化物とは、現在、市民や事業者が資源物として排出しているものや、今後、資源化することが可能なもの。

将来予測値：平成27年度の市民1人1日当たりのごみ排出量の実績である967g/人日を用いて、平成39年度のごみ量等を予測した数値です。

目標値：本基本方針に基づく、ごみの減量化・資源化のための施策を展開し、平成39年度において目指すべきごみ量等の数値です。

※1 次期一般廃棄物処理計画の最終年度である平成39年度を目標年度とし、中間目標年度を平成34年度に設定します。

※2 目標年度の人口は、本市「ふるさと創生総合戦略」における人口目標（13万人（2060年））に基づいて設定します。

目標値を達成することにより、将来予測値から総ごみ量で **3,615 t**、資源化物を除くごみ量で **7,934 t** を減らせます。



## 4. 目標を達成するための取組

本基本方針で定めた目標を達成するための市民、事業者、市それぞれにおける取組について示します。これらの取組を一人でも多くの市民や事業者が、毎日少しずつでも持続的に実践していくことで、ごみの減量化・資源化が大きく前進します。

### 市民の取組

多くのごみを排出することは、資源の枯渇や温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）による地球温暖化など環境への負荷がかかることから大きな環境問題となっています。そのため、ごみの減量化・資源化を図る必要があります。

この問題を解決し、美しく豊かな自然を守り、次世代に引き継いでいくため市民一人ひとりが主体的に実施することが望まれる取組について示します。

#### <1> もったいない運動の実践

市民の皆さんに「もの（物や者）を大切にすること」を持っていただき、「**もったいない (MOTTAINAI)**」という世界共通の言葉のもとに各家庭から地球温暖化防止やごみ減量化につながる具体的な取組を実践しましょう。

「もったいない」という言葉は、古くから日本で用いられていた言葉ですが、環境分野で初のノーベル平和賞を受賞したケニア人女性のワンガリ・マータイさんが、2005年の来日の際に感銘を受けたのが「もったいない」という日本語でした。

ごみを減らすと、次のような効果があります。

- ① ごみの処分にかかるコストが減ります。
- ② ごみを燃やす量が減り、温室効果ガス CO<sub>2</sub> の排出も少なくなり地球温暖化防止になります。
- ③ 最終処分しなければならない量が減ります。
- ④ 資源の枯渇や自然環境への負荷の軽減につながります。

## <2> 食品ロス対策への取組

まだ食べられるのに捨てられている食べ物いわゆる「食品ロス」が、現在、日本では年間約 600 万トン発生しているといわれており、そのうちの約半分が家庭から出ています。これらを少しでも減らしていくように、家庭や会食において「食べ物を大切にする」、「残したらもったいない」という意識を持ちましょう。

### (1) 30・10 運動の実践

#### (外食で「残さず食べる！30・10 運動」)

飲食店等で会食や宴会等をする際は、以下のことについて取り組みましょう。

- (例) ・注文の際には、食べきれる量を注文する。
- ・乾杯後、食べ始めてから 30 分間は席を立たない。
- ・お開き前の 10 分間は自分の席に戻る。

#### (自宅で「残さず食べる！30・10 運動」)

家庭から排出される生ごみは、約 25%が可燃ごみに含まれていて廃棄されています。できるだけ食品ロスを減らしましょう。

- (例) ・毎月 30 日は、冷蔵庫の中の食材を消費する。
- ・毎月 10 日は、野菜の茎や皮等を使ったエコクッキングをする。

### (2) フードドライブの活用

フードドライブとは家庭で余っている食料品を集め、支援団体等を通じて食糧が不足し、これを必要としている人に渡す活動のことをいいます。自分にとって不要なものでもそれを必要としている人もいます。食品ロスの削減と食品の有効利用を図っていくため、積極的に活用しましょう。

## <3> 生ごみの 3 キリ運動の実践

生ごみの 3 キリとは、買った食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみを出す前に水を切る「水キリ」、これら 3 つのキリのことです。

生ごみの約 80%は水分であるため、水切りはごみの減量化とごみ処理施設の負担軽減による経費節減に大きな効果があります。できるだけ水分を切ってから出しましょう。

## <4> 4Rの実践

### (1) 4Rの1つ目! 発生を回避する(リフューズ) 「ごみを発生させない」

「ごみとなる物を家庭に持ち込まないことで、ごみを発生させない。」という考え方がリフューズです。

- ① 余計なものは、買わない、もらわない。
- ② 過剰な包装は断る。

### (2) 4Rの2つ目! 発生を抑制する(リデュース) 「ごみを少なくする」

「将来ごみとなりそうな物は、買う量、使う量ともに減らしていく。」という考え方がリデュースです。

- ① 使い捨ての物は買わないで、詰替えできる物を選ぶ。
- ② 必要な量だけを買う。
- ③ 長持ちする物を選んで買う。

### (3) 4Rの3つ目! 再使用する(リユース) 「捨てないで、繰り返し使う」

「不用なものが出て、そのまま使えるならば繰り返し使用して、物の寿命を最大限に活かすことや、まだ使える物は捨てないで、別の使い方をする。」という考え方がリユースです。

- ① 再使用できる容器を使った物を買う。
- ② 不用になった物は、他の人に使ってもらおう。
- ③ 壊れても修理して長く使う。

### (4) 4Rの4つ目! 再生して利用する(リサイクル) 「資源として再生する」

「再使用できなくて、ごみになる場合は、正しく分別して資源として再生利用する。」という考え方がリサイクルです。

- ① ごみの分別を正しく行い、資源として再生利用する。
- ② 再生原料を使っているリサイクル製品を買う。

これまで分別して排出することとなっている品目はもちろんのこと、新たに分別対象となった品目(雑紙、古着等)についても積極的に分別し排出することで、限りある資源を有効利用しましょう。

## 事業者の取組

これからのごみ減量化・資源化の目標を達成するために、事業者が事業活動においてごみの分別、とりわけ資源物の分別排出及びリサイクルなどを実施することが課題となっています。そこで、事業者の責務である取組について示します。

### <1> ごみの減量・リサイクル・省資源対策の推進

事業活動やオフィス等においても、市民の取組と同様にごみの減量、リサイクルの推進等の実施に努めましょう。

- ① コピー用紙の使用はなるべく控え、ペーパーレス化を図りましょう。
- ② 封筒、ファイル等の事務用品で繰り返し使えるものは、有効活用する等業務のやり方を工夫しましょう。
- ③ 飲食物等はリターナブル（繰り返し使える）容器の使用の推奨や、高齢化社会に伴い需要が増えてきた食材・生活用品等の宅配にあたっては、再利用容器の使用に努めましょう。
- ④ 30・10運動やフードバンク等、食品ロスの低減やごみ減量化に関する様々な運動に協力しましょう。（フードバンクとは、食品関連企業外より寄贈された食品を福祉施設や生活困窮者の支援団体に届ける活動のことをいいます。）

### <2> 資源物の分別の推進

- ① 事業活動により発生する資源紙類（新聞紙・雑誌・段ボール・紙パック・雑紙）、ビニール類及びプラスチック製容器包装類の分別を積極的に行いましょう。
- ② 社員・パート・アルバイトにごみ分別教育を行いましょう。
- ③ 事業活動で発生したごみの収集運搬については、収集運搬の委託業者と分別回収方法について協議し、資源化に努めましょう

### <3> 機密文書の資源化の推進

事業活動で発生した機密文書（個人情報記載されたもの等）は、厳重な秘密保持・管理のもと個人情報を漏洩せずリサイクルする民間処理業者があります。

機密文書を焼却処理せずリサイクルをすれば大きな資源化を行うことになり、環境負荷の低減もできます。

#### <4> 業種別の取組

それぞれの業種ごとに適正な処理を行うことはもとより、各業種の特徴を活かした、ごみの減量化と資源化を積極的に行いましょう。

## 市の取組

市が平成 27 年度に実施したごみ質組成分類調査において、可燃ごみのうちの約 3 割が資源物であるとの結果がでており、市民や事業者にさらなる分別の徹底を呼びかけていく必要があります。また、これまで可燃ごみとして分類されている品目についても新たな資源として有効利用ができないかなど、これからのごみ減量化・資源化の目標を達成するために市が推進する取組について示します。

### <1> ごみの減量化に関する周知・啓発

- ① 「霧島市ホームページ」、「霧島市フェイスブック」、「霧島市ごみ分別アプリ」、「広報誌」を活用した情報発信  
各種情報媒体を活用し市からの情報を積極的に発信することで、広く市民に対し周知を図る。
- ② 市の出前講座の活用  
本市のごみの排出状況やリサイクルの状況、ごみの分別の仕方を市職員が出向き、広報することで、直接市民に周知を図る。
- ③ 処理施設の見学会の活用  
実際に処理をする工程を見学することによって、見識を広め周知を図る。
- ④ 説明会等の実施  
ごみの分別及び排出方法等の大幅な変更が生じる場合は、市民等の理解や協力が必要なことから説明会等を実施し周知を図る。
- ⑤ 児童、生徒を対象にした環境教育の実施  
ごみ問題やリサイクル等については、子供の頃からの習慣が重要であることから、施設見学や出前講座等の子供向けの環境教育を拡充し、環境に対する意識付けを行う。

### <2> ごみの収集計画、方法等の検討

- ① 適正な資源物の収集回数の設定  
各資源物の効果的な収集回数を設定することにより、ごみの資源化を推進する。
- ② 資源物の新たな拠点収集所の設置  
資源物をいつでも排出することが可能な拠点となるごみ収集所の設置の必要性等について検討する。

- ③ 各種団体との連携による資源物収集の検討  
霧島市環境保全協会及び各種任意団体と連携した、新たな資源物収集システムについて検討する。
- ④ 市指定ごみ袋の単価の見直し  
市民がこれまで以上に、ごみの分別に取り組みやすい仕組み作りに向けて、指定ごみ袋の価格等について協議を行う。
- ⑤ 高齢世帯等へのごみ出しの支援  
高齢等の理由により、日々のごみ出しが困難な世帯に対し、自宅からごみ収集所までのごみ出しを支援する取組等について検討する。

### <3> 分別マニュアルの有効活用

「霧島市ごみガイドブック」の有効な活用を行うことで、ごみの発生段階での適正な排出を促進する。

### <4> ごみ減量化・資源化の調査・研究

- ① 生ごみの資源化の調査・研究  
本市において可燃ごみの中の最も大きな割合を占めている生ごみについて、堆肥化等による資源化の可能性等について調査・研究する。
- ② ビニールやプラスチック等の資源化の調査・研究  
現在のところ可燃ごみとして排出されている、「その他プラスチック製容器包装」以外のビニール、プラスチック等については、固形燃料（RPF）化による資源化の可能性等について調査・研究する。
- ③ ごみ減量化・資源化先進事例の調査・研究  
ごみの減量化・資源化を推進するため、他自治体における先進事例についての調査・研究や、本市における地域の実情等を踏まえた取組について検討する。

### <5> 資源化の推進

- ① 古着・古布等の資源化の推進  
これまで可燃ごみとして、分類されていた古布・古着等について、資源物として分別収集することで資源の有効活用及びごみ処理施設の負荷の低減を図ります。
- ② 剪定枝、木製家具の資源化の推進  
剪定枝、木製家具については、破砕後、焼却処理していますが、民間の処理施設にて資源化が可能であることから、これらの施設を利用することにより資源の有効



活用及びごみ処理施設の負荷の低減を図ります。

#### <6> ごみの適正処理と効率化の推進

廃棄物処理法等の関係法令に基づき、一般廃棄物の適正処理を行うことはもとより、より効果的なごみの排出、収集、処分の方法を検討します。併せて、ごみ収集所のあり方や衛生確保、ごみ処理の有料化について検討を行い、ごみ処理全般に係る業務の適正化・効率化を図ります。

また、本市のごみの性状や分別状況等の実態把握に努めるとともに、必要に応じ、市民や事業者にごみの適正排出、適正処理への啓発を行います。

#### <7> ごみ処理施設の延命化等への取組

ごみ処理施設の老朽化に伴う大規模改修等、施設の延命化に向けた取組を進めていきます。

#### <8> 温室効果ガス（CO2等）の排出抑制

ごみの減量化・資源化を推進していくことで、ごみ処理施設での焼却ごみ量を減らし地球温暖化防止に向けた温室効果ガス（CO2等）の排出抑制を図ります。

### 5. 霧島市ごみ減量化・資源化基本方針の活用方法

「霧島市ごみ減量化・資源化基本方針」は、ごみ減量化・資源化目標を達成するための取組について示したもので、ごみを減らし、環境への負荷の少ない健全な市民生活を発展させるために活用するものです。

今後、本基本方針に基づいた具体的な取組について協議していくとともに、実施に向けた推進等について、PDCAサイクル\*等による進行管理を行います。

※ PDCAサイクルとは「Plan（計画）」、「Do（実施）」、「Check（点検・評価）」、「Action（見直し）」のことで、この4段階を一連のサイクルとして実施することで、施策の継続的な改善を図っていくものです。